

松本市松原地区町会連合会役員等報償規程

(役員等の報償金)

第1条 松原地区町会連合会会則第27条による役員等の報償は、以下とする。

(1)	会長	150,000円
(2)	副会長	100,000円
(3)	会計	100,000円
(4)	町内公民館長会会長	50,000円
(5)	監事	50,000円
(6)	専門部会長	50,000円
(7)	町内公民館管理運営委員会委員長	40,000円
(8)	町内公民館管理運営委員会会計	10,000円
(9)	事務局長(設置の場合)	100,000円

(規程の変更)

第2条 この規程の変更は、松原地区町会連合会総会の承認を得なければならない。

(付 則)

この規程は平成14年4月1日から施行する。

平成16年4月1日より一部改定・施行する。

平成23年4月1日より一部改定・施行する。

平成26年5月9日に制定し、平成28年4月1日より一部改定・施行する。

令和6年4月20日より一部改定・施行する。

令和7年4月19日より一部改定・施行する。